

総合運動公園等の利用料金改正について ●教育課生涯学習班 ☎78-5400

平成22年4月1日から津奈木町体育施設条例の制定に伴い、下記施設の利用料金を改正します。
 なお、施設の利用については事前に津奈木町体育施設使用許可申請書の提出が必要となります。
 詳しいことは教育委員会（☎78-5400）へ問い合わせください。

施設名	区分	使用単位	使用者区分	使用料金
津奈木町総合運動公園	総合グラウンド	全面	—	600円
		半面（野球1面当たり）	—	400円
		1/4面（ソフトボール1面当たり）	—	200円
		照明使用（半面当たり）	—	300円
	テニスコート	1面当たり	—	250円
		照明使用（2面当たり）	—	300円
津奈木町B&G海洋センター	体育館	全面	—	350円
		半面（バレーボール1面当たり）	—	200円
		1/4面（バドミントン1面当たり）	—	150円
		照明使用（1/4面当たり）	—	150円
		会議室	—	250円
		冷暖房使用	—	250円
	プール	1人1回当たり	幼児	30円
			小学生	50円
			中学生	120円
			一般	250円
	船艇	1人用カヌー	一般	300円
		OPヨット	小・中学生	150円
		2人用カヌー	一般	400円
			小・中学生	200円
		ローボート	一般	500円
			小・中学生	250円
		その他の船艇	一般	1,000円
			小・中学生	500円
赤崎運動公園	体育館	全面	—	200円
		照明使用（全面当たり）	—	300円
	運動場	全面	—	100円
		照明使用（全面当たり）	—	300円
津奈木町小・中学校体育施設	体育館	全面	—	200円
		照明使用（全面当たり）	—	300円
	運動場	全面	—	100円
		照明使用（全面当たり）	—	300円
備考	1 使用料金は1時間当たりの額とする。 2 使用時間が1時間単位のものについて、1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とみなす。 3 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。 4 営利を目的とした使用については、使用料を2倍した額とする。			